

築地地区まちづくり事業 対話に基づく周知事項について

令和5年6月30日
東京都都市整備局

「築地地区まちづくり事業」について提案内容に関する対話を実施した結果、新たに広く周知すべき事項がありましたので公表します。

○ 適格審査等について

基本的事項の適格審査の各項目は、事業の方針や事業のコンセプトの実現に向けた具体的で効果的な取組の提案を求めています。

提案について応募者へのヒアリング等も行った上で、適格要件を満たすことが具体的に示されていないと判断される場合には、失格とすることがあります。

また、提案が「築地まちづくり方針」で示した将来像などの実現に向けて、更なる工夫や検討が必要と考えられる場合などには、意見を附すことがあります。

今後、都は「築地まちづくり方針」に基づき、まちづくりのマネジメント体制を整えていく予定であり、事業予定者は当該体制に参加し、上記の意見への対応を含む各種協議を行っていくこととなります。

○ 提案様式 15-1「土地利用等に関する提案【新しい文化の拠点等】」の記載内容について

様式 15-1 では、地区全体で新しい文化の拠点をどのように形成し、国際競争力をどのように高めていくのか、その手段・効果等を示す具体的な提案を記載してください。

その際には、事業コンセプトとの整合や様式 15-1 に記載の留意点も踏まえてください。

○ 活用都有地外への提案の実現性の判断について

活用都有地外への提案については、関係法令等への適合、関係権利者との協議状況、類似事例における取扱いなどを踏まえて、その実現性の判断を行います。

○ 建設期間中の事業者 SPC の株式の新規発行及び出資比率の変更について

契約条件書では、事業者 SPC の株式について「議決権株式の過半数は事業者構成員が保有し、かつ、代表企業の議決権の保有割合が総株主中の最大」とすることとしています。この範囲内で株式の新規発行により会社設立時の出資比率を変更することは可能ですが、都との協議が必要です。